

『with HOME サービス利用規約』新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所、取消線部分が削除箇所になります。

2024年11月8日改版（改定前）	2024年12月19日改版（改定後）
<p>第20条（遅延利息）</p> <p>契約者は、本料金について支払期限を経過してもなお支払いがない場合には、支払期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。但し、<u>支払期限の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</u></p>	<p>第20条（遅延利息）</p> <p>契約者は、本料金について支払期限を経過してもなお支払いがない場合には、支払期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。<u>但し、支払いの日が2025年2月13日以前で、支払期日の翌日から起算して10日以内の場合はこの限りではありません。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>本改正規約は2024年12月19日より適用します。</u></p>